

意見書案第1号

平成25年3月5日提出

提出者 松山市議会議員 武井 多佳子

清水 宣郎

松岡 芳生

小崎 愛子

梶原 時義

篠崎 英代

平成25年3月19日否決

寡婦控除を全てのひとり親家庭に適用させることを求める意見書について
寡婦控除を全てのひとり親家庭に適用させることを求める意見書を次のとおり提出する。

記

寡婦控除を全てのひとり親家庭に適用させることを求める意見書

寡婦控除は、配偶者の死別や離婚ののち子どもを養育しているひとり親に対し、一定の所得控除が受けられる国の税制優遇制度であるが、婚姻歴のない、いわゆる非婚の母子家庭には適用されていない。同じ収入の母子家庭でも寡婦控除があるなしによっては、所得税、住民税の額が大きく異なることになっている。また、寡婦控除は保育料や公営住宅の家賃など、様々なところに影響が及ぶため、非婚の母子家庭は二重の負担を負わなければならない。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題などさまざまな理由から、非婚で子どもを産み育てている母子家庭が増えている。2011年度厚生労働省の「全国母子世帯等調査」によれば、約8割は離婚、非婚による母子家庭は7.8%で、死別による母子家庭7.5%を初めて上回った。

日本の母子家庭の就業率は8割と高いにもかかわらず、貧困率は50%を超えているのが実態である。このような母子家庭が置かれている厳しい経済状況は婚姻歴の有無によって変わるものではない。

2009年日本弁護士連合会（日弁連）に3人の当事者から「寡婦控除が非婚の母子家庭に適用されないのは不公平である」と人権救済の申し立てが行われた。2013年1月、日弁連では「非婚の母は寡婦控除が適用されないため、公共料金の算定などで著しい不利益を受けている」と認め、母に『婚姻歴が有る無し』によって非婚の母やその子が不利益を被ることは法の下での平等を保障した憲法14条や子どもの権利条約に違反する」という

調査報告を出して、国や自治体に改善の要請を行っている。

現在、松山市では保育料にみなし寡婦控除を適用させ、負担軽減を図っている。しかし、根本の税制優遇制度を見直すことが本筋と考える。

よって、寡婦控除における非婚の母に対する不公平をなくすため、早急に寡婦控除を全ての母子家庭に適用させる法律改正を実現させることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣